

マレーシアにおけるイスラーム金融サービス法の施行と イスラーム金融機関への影響

東京外国語大学 福島 康博

イスラーム金融先進国として知られているマレーシアにとって、2013 年は大きな転機となる年であった。既存のイスラーム金融関連諸法等を廃止してイスラーム金融サービス法 (Islamic Financial Services Act) に再編したからである。顧客保護やシャリーア・コンプライアンスなどの強化を目指す新法の導入は、既存のイスラーム金融商品の改廃、懲役刑や罰金刑などこれまでにない刑事罰の採用、タカフル保険会社の M&A をうながすライセンス規定の新設など、同国の既存のイスラーム金融産業・市場のあり方に大きな変更をもたらす内容を孕んでいた。およそ 30 年ぶりの抜本的な法律の再編は、ドラスティックな改革をイスラーム金融機関・市場に求めるがゆえ、条項に応じて最大 5 年の猶予期間がイスラーム金融機関に与えられている。そのため、2016 年現在の同国のイスラーム金融は、法再編に伴う新ルール適応までの移行期間とみなすことができる。

本報告は、以上のような認識に基づき、マレーシアにおけるイスラーム金融サービス法の施行によるイスラーム金融機関への影響を明らかにすることを目的とする。具体的には、まず I. では、同国にてイスラーム金融を対象とする諸法がどのように変遷したかを概観する。次に II. では、2013 年 7 月に施行されたイスラーム金融サービス法の内容を明らかにする。

その際、同法を廃止されたイスラーム銀行法とタカフル保険法、および同時期に施行された従来型金融を対象とする金融サービス法と比較することで、その特徴を明確にする。続く III. から V. にかけては、同法の中でもイスラーム金融機関への影響が特に強いとみられる

(1) イスラーム銀行の預金口座における元本保証規定とそれに基づく口座の区分の変更、
(2) シャリーア・コンプライアンスの強化に伴うシャリーア委員会の権限と義務の強化、
および (3) 損害保険に相当するゼネラル・タカフル (general takaful) と生命保険に相当するファミリー・タカフル (family takaful) の兼業禁止とこれに伴うタカフル保険会社の M&A (合併・買収) の活発化の 3 点について、条文の内容とそれがイスラーム金融機関に与える影響を検討する。

上記 3 点の改正とその影響は、旧法体系では不徹底ないしは明確な規定が存在していなかった事柄への対処といえる。また、金融サービス法と比較した場合、イスラーム金融を対象とする法再編は、イスラーム金融がシャリーアに密接に関係している分野、すなわち金融商品の分野や経営・企業統治の分野での規制強化という特徴を見出せる。